

## 開発行為の許可等に関する手数料

(1) 開発行為許可申請手数料（法第29条第1項又は第2項）

開発行為の面積	手数料の額（円）		
	自己居住用	自己業務用	その他
0.1ha未満	8,700	13,000	87,000
0.1ha以上 0.3ha未満	22,000	30,000	130,000
0.3ha以上 0.6ha未満	43,000	66,000	190,000
0.6ha以上 1ha未満	87,000	120,000	260,000

(2) 開発行為変更許可申請手数料（法第35条の2第1項）

設計変更	(1)の例により算定した額の1/10
新たな土地の開発区域への編入	編入面積に応じ(1)の例により算定した額
その他の変更	10,000円

(3) 建築物の特例許可申請手数料（法第41条第2項ただし書）

47,000円

(4) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書）

26,000円

(5) 開発許可を受けていない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条第1項）

敷地の面積	手数料の額（円）
0.1ha未満	7,000
0.1ha以上 0.3ha未満	18,000
0.3ha以上 0.6ha未満	39,000
0.6ha以上 1ha未満	70,000

(6) 開発許可を受けた地位の承継の承継申請手数料（法第45条）

区 分	手数料の額（円）
自己居住用	1,700
自己業務用	1,700
その他	17,000

(7) 開発登録簿の写しの交付手数料（法第47条第5項）

用紙1枚につき 480円